

2013年3月8日

福島県知事

佐藤雄平 殿

日本労働組合総連合会福島県連合会

会長 影山道幸

要 請 書

日頃より県政発展と県民福祉の向上のため、ご尽力されている貴職に敬意を表します。

現下の、県内経済情勢は、震災復旧関連投資が増加しているほか、消費が堅調に推移していることなどから、緩やかに持ち直しているものの、海外経済の減速やエコカー補助金の終了などの影響により、輸送機械関連産業や電気機械関連産業を中心として、生産活動に弱い動きがみられるなど、引き続き厳しい状況が懸念される情勢にあります。また、労働・雇用情勢につきましては、復興需要を背景とした雇用の増加などにより、有効求人倍率が（2013年3月1.23倍）全国平均を大きく上回ってはおりますが、被災者雇用の後れや、一部業種における企業の人手不足が生じるなど、仕事と雇用のミスマッチが顕在化しており、労働・雇用実態は、依然として厳しい情勢におかれております。

係る状況を踏まえ、連合福島は2013春季生活闘争に際し、福島県で働くすべての労働者の公正で安心・安全な社会の実現と福島県の復興の着実な推進に向け、雇用創出・雇用維持に向けた対策強化、非正規労働者の均等・均衡待遇、ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の推進などについての取り組みを推進して参りたいと考えています。

貴職におかれましては、下記の内容について政府への働きかけはもとより、県政執行においての諸施策への反映を強く要請します。

記

1. 雇用創出・維持・確保に向けた対策強化について

- (1) 緊急雇用創出事業については、県内の雇用創出状況を踏まえ必要に応じて事業期間を延長するとともに、正規雇用の拡大に向けた総合的な施策の構築に努める。
- (2) 成長分野向けの雇用奨励事業を拡充し、雇用の創出を図る。
- (3) 労働局、経営者団体と連携し、雇用のマッチング対策を強化する。
- (4) 若年者の雇用対策について、経営者団体・労働局はもとより、教育機関との連携を強化し、新卒者・若年者に対する各種就労支援を充実・強化し、将来の福島県を担う人材の県内定着に取り組む。
- (5) トライアル雇用やインターンシップを積極的に推進し、企業と労働者相互の理解を深め、県内外からの雇用の契機作りや、ミスマッチによる早期離職の抑制に取り組む。
- (6) 高齢者雇用対策について、労働局と連携を図り、今年の4月から施行される改正高齢者雇用安定法の趣旨に沿って、希望者全員が65歳まで働くことができるよう企業団体に対し働きかけを行う。

(7) 女性の就職支援策について

復興需要による求人は、建築や土木関係など男性向けの職種に偏っており、女性が就職しづらい状況にあることから、女性の雇用の場の創出に向けた施策を講じ、男女間の雇用機会の均等に向け取り組む。

- (8) 障がい者の就労支援について、障害者雇用促進法に定める法定雇用率が、今年4月から引き上げになること事を踏まえ、障がい者雇用を積極的に推進するとともに、障がい者が就労しやすい合理的な配慮がなされた職場環境づくりへの支援策を講じる。

2. 労働関連法令の周知・徹底について

- (1) 労働者派遣法、労働契約法、高齢者雇用安定法等、改正された各種労働法制について、企業・経営者団体などに対し周知・徹底を図る。
- (2) 労働局と連携し、近年増加している、職場でのいじめやパワハラ、セクハラや妊娠・出産における不利益取り扱いなどに関して、事業主への周知・指導の徹底を図る。
- (3) 復旧・復興事業に際しての過重労働やメンタルヘルス疾患、建設復興需要の急増に伴う人材不足などに起因する労働災害を防止するため、労働安全衛生教育や災害防止対策の徹底を図る。

3. ワーク・ライフ・バランスと男女平等参画の推進

- (1) 県内の企業に対し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法および指針の周知・徹底を図るとともに、ワークライフバランスの推進を働きかける。
- (2) 改正育児・介護休業法が100人以下の事業所にも適用されたことから、労働局と連携を図り、経済・商工関係団体などを通じ当該事業主の履行状況の点検ならびに、周知・徹底を図る。
- (3) 次世代育成支援対策推進法の履行
労働局と連携を図り、2011年4月に施行された改正次世代育成支援推進法により、101人以上300人以下の企業の行動計画策定が義務化されていることから、当該事業主に対し、行動計画に基づいた雇用環境の整備などについて働きかける。
また、「くるみんマーク」の付加価値の向上に向けた施策を講じるとともに、幅広い業種に取得を促す。

4. 非正規労働者の均等・均衡待遇について

- (1) 労働局と連携し、パート・有期雇用・派遣・請負などの非正規労働者に対する労働法制の周知と正社員への登用制度導入など均等・均衡待遇実現に向けた対策を講じるとともに、正規雇用者の雇用率を向上させる。
- (2) 労働局と連携を図り、事業主に対し、パート労働者、有期契約労働者、請負労働者など非正規労働者を含めたすべての労働者に対する労働関係法令の遵守を徹底させる。

5. 協会健保について

全国健康保険協会の財政は、標準報酬月額伸び悩みと医療費の増大により、3年連続の料率値上げをしてきた。これにより、9.96%の保険料率は事業主および被保険者負担の限界点を越えようとしている現状にあることから、これ以上の保険料率増を避けるため、健康保険法の本則に基づく20%の国庫補助率を早急に導入するよう、国に働きかける。また、協会けんぽから市町村国保へ流れる事業者が増加している傾向を踏まえ、県による市町村国保財政の強化を講じる。

6. 中小企業に対する支援について

- (1) 中小企業金融円滑化法の失効に際し、中小企業の事業継続に支障をきたさないよう、県内中小企業への金融支援に積極的に取り組む。
- (2) 県内で事業を営む全ての中小企業に対し、法人事業税の減免措置を講じる。
- (3) 県内中小企業の再生に向けた支援策の拡充と継続を行う。
- (4) 採用意欲の高い中小企業に対し、新卒者などの人材確保に繋がる施策を講じる。

7. 第二次復興計画の着実な推進に向けた県の体制強化について

- (1) 復興・再生に向け、体制の整備、人員確保、人材育成、協働の推進などによる体制の強化を図る。
- (2) 市町村への支援を強化するとともに、連携の強化を図る。
- (3) 復興・再生の主たる担い手である、県職員の過重労働の解消と健康管理に万全を期す。

8. 県発注事業について

- (1) 災害復旧工事や防災・減災に関する公共事業については、労働力不足や資材の不足・高騰などにより、契約不調が更に増加することが危惧されることから、契約にあたっては、資材・人件費などについての実勢価格を十分考慮した発注金額とすることや、透明性を担保したうえでの随意契約の活用など、発生する状況に柔軟に対応し、復興事業が遅滞なく行われるような施策を講じる。また、いわゆる下請けいじめなど適切に監視し、悪質な業者が受注・介在することを排除する。
- (2) 公契約において、地元企業の育成・支援・技術力の維持継承など県内産業発展について十分考慮する。

以 上